

平成18年(ワ)第7778号慰謝料請求事件

原告 徐 文 平

被告 久 野 博

準 備 書 面

平成18年11月2日

大 阪 地 方 裁 判 所

第 8 民 事 部 合 議 係 1 係 御 中

被告訴訟代理人

弁護士 寺 内 清 視

弁護士 渡 邊 亘 男

記

第1、請求の原因に対する拒否

- 1、第1、1項、被告に関する部分は認め、それ以外は不知。
- 2、第1、2項、被告が排水が詰まったので電話で対処を依頼したとの点は認めるが、それ以外は不知。

3、第1、3項の内

- (1)「翌日」以下の段落は不知。
- (2)「また、排水は」以下の段落は不知。
- (3)「そこで」以下の段落は、電話で2月24日に訪問を約し、同日に訪問した点は認めるが、それ以外は否認する。

積水ハウスの担当者の森昭氏(以下「森氏」という)が、電話で、排水管詰まりの洗浄工事費用として約金25万円を請求したが、それは、異常に高いものであるので2月24日に被告宅で話し合うことを決めた。

被告は、原告のことは、2月24日に森氏に同行して来所するまで知らなかった。

4、第1、4項の内

- (1)「原告が被告宅の応接間で」以下の段落の内、原告が名刺を出したことを認めるが、それ以外は否認する。

原告は、「はじめまして」など言葉を発することなく、黙って名刺を出して椅子に座った。又、名刺には、漢字、ハングル語、カタカナ語の3種が記載されていた。

- (2)「森が・・・・それが終了すると」迄の段落は否認する。

森氏は、排水管の詰まりの洗浄費用として約金25万円を請求し、壊れている「会所」の取替工事を押し付けてきた。

それに対し、被告は、新工事の話は打ち切りたくて「洗浄工事費の話をするのが今日の用件ですね」と言ったところ、原告は、突然、「25万円を支払うのが前提

じゃ」と怒鳴り声を上げ、被告と森氏の話に割り込んできた。

(3)「被告が原告に対し、お前は何人や・・・」以下から「・・・それが常識やないかと述べた」迄の部分を否認する。

原告は、話の順序の前後を入れ換え、原告の言葉を被告の言葉とするなど、事実を歪曲している。この点は、詳しく後述する。

- 5、第2は、本件不法行為の要件事実にあたらぬ。
- 6、第3、1項及び2項は本件不法行為の要件事実にあたらぬ。
- 7、第3、3項の被告の発言の①乃至⑤に関しては、前記4(3)のとおりである。
- 8、第3、3項のⅠア、イ、ウ、Ⅱアは認め、それ以外は、否認する。
- 9、第3、4を争う。

第2、被告の主張

1、本件の争いは、積水ハウス株式会社関西特建カスタムズセンター（以下「本件積水ハウスCS」という）が、被告に対し、高額な洗浄費用を請求したばかりか、新しい会所設置するなどの工事（約50万円）を押し付けてきたことに原因がある。

2、排水管の洗浄

(1) 平成14年3月5日頃の洗浄

被告は、所有する「ゴールデンパレス」ビルを賃貸し、管理していたが、平成14年3月5日頃、同ビルの排水管が不具合となったので、本件積水ハウスCSに対し、ゴールデンパレスの全室の排水管の洗浄を依頼した。

それに対し、本件積水ハウスCSは、同日、洗浄工事費として、金10万500円の見積書を提出した（乙1）。

被告はそれを承諾したので、平成14年3月14日、同額の工事請負契約が締結された（乙2）。

その洗浄工事は、同月30日迄に完了したので、被告は金10万500円を支払った。

(2) 平成14年4月16日頃の会所等取替工事

本件積水ハウスCSは、前記洗浄した際、今後排水管が詰まることのないようにする為に補修工事が必要であると勧め、平成14年4月16日、被告に対し、「排水管の一部取替工事及びマンホール取替工事」として金31万5000円の見積書を提出した（乙3）。

被告は、その工事を承諾したので、平成14年4月22日、同工事の請負契約を締結された（乙4）。

そして、本件積水ハウスCSは、平成14年6月30日迄に同工事を完了し、被告は、同日頃、金30万9750円を支払った。

(3) 平成14年11月2日洗浄工事

しかし、平成14年11月2日頃、ゴールデンパレスの1階の排水管が詰まった。

被告は、本件積水ハウスCSに洗浄を依頼したところ、本件積水ハウスCSは、平成14年11月2日、その洗浄工事費として金5万8275円の見積書を提出した(乙5)。

被告は、その工事を承諾したので、平成14年11月2日、同工事の請負契約を締結された(乙6)。

そして、本件積水ハウスCSは、平成14年12月30日迄に同工事を完了し、被告は、同日頃、金5万8275円を支払った。

(4) 平成17年2月4日頃洗浄工事

平成17年2月3日頃、再び、前回と同じ場所の排水管が詰まった。

被告は、本件積水ハウスCSに電話をして洗浄を依頼した。

同月4日頃、森氏から電話があり、「調査の為ファイバースコープを使います」と言ってきたので、被告は「ファイバースコープまで必要が無いので止めてください」と返答した。

森氏は、「分かりました」と言って電話を切ったが、しばらくして、電話があり、「連絡ミスがあり、連絡がつかないまま現場に行ってしまいました」と言うので、被告は、「それは困る、中止してください」と返答した。

(5) 本件洗浄工事費の請求

本件積水ハウスCSは、見積書もださずに、被告の了解もないのに、本件洗浄工事を完了した後、平成17年2月9日頃、洗浄費用として金23万1000円の見積書を出し、その金額を請求した(乙7)。

当時、森氏から電話があり、「工事は終わったので、見積書金額25万円を支払ってください」と言ってきたので、被告は、「うちは頼んでいないものまで支払いません、工事費相場の2倍である5万円位までしか出せません」と返答した。

森氏は、「せめて15万円までだしてもらえませんか」と頼んできたが、被告は応じなかった。

すると、森氏は、「排水管の詰まりの原因は、ねずみはコンクリートを嚙む習性がある。空き店舗の内部の会所のコンクリートをかみ砕いて、そのコンクリートを、今回、詰まった会所まで運んだのです」と言い、今後の詰まりをふせぐには、ねずみが運んでくることを防ぐための工事が必要であることを暗に勧めた。

しかし、被告は、「頼んでないものまでよう支払わんし、いくら何でも高すぎるやないですか、10万円以下の請求書を持ってきてほしい」と言った。

そこで、森氏は、平成17年2月24日に被告宅へ訪問することになった。

3、平成17年2月24日の出来事

(1) 平成17年2月24日、森氏が、被告宅へ訪れた。

森氏は原告を同行してきた。原告は、黙って名刺を差し出し、森氏より上席に座った。

森氏は、原告を現場でファイバースコープで調査した者であると紹介したが、原告が調査した内容を説明することもなく、森氏と被告との話を、にらみつけるように聞き、終始黙っていた。

(2) 詰まった原因の説明

森氏が、被告に対し、ファイバースコープで分かった内容につき、「ネズミが石を運び、通路を確保する為に会所へ石を入れている」「空き店舗の会所には約50センチ穴があるが、ほっておくと1メートルの穴になり、建物に影響します」と説明した。

(3) 会所取替工事の勧誘

そして森氏は、「至急に会所工事をして破壊されているところを補修するか、新しい会所に取り替える必要があります。現在は、詰まりを除去したが、1～2ヶ月で元の状態になります」と言った。

被告の妻は、本当にそんなネズミがいるのですかと疑問を言ったが、森氏は取り合わないので、被告は「どうすればよいのですか」と聞いた。

森氏は、会所取替等の新工事をすることを勧め、工事費用は50万円以上かかると言ったので、被告は、とても、出せる金額ではないと思った。

(4) 原告の恫喝

そこで、被告は、新工事の話を打ち切りたくて、「洗浄工事費の話をするのが今回の用件ですね」と言ったところ、それまで黙ってにらんでいた原告が、突如、「(洗浄工事費用の)25万円を支払うのが前提だ」と怒鳴り声を上げて割り込んで来た。被告は、驚き、畏怖した。

(5) 名刺について

①被告は、原告のそのような言動から、原告は何者なのかと困惑した。

被告は、原告と、普通の会話が出来た雰囲気ではないので、原告が出した「名刺」を見返して、話の糸口を探し、「ジョと読むのですか」と言うと、原告は、「ソウ」であると訂正し、読めない被告を馬鹿にしたようなら笑いをした。

②そこで、被告は、いささかむっとして、名刺に、漢字とカタカナとハングル文字の3つがあるので、「漢字の1つにしてはどうですか」と言ったところ、原告は、「漢字の名前は私の本当の名前ではない、そんな名刺だと中国人と間違えられる」と答えた。

そこで、被告は、「それなら、ハングル文字だけにすればよいではないですか」と言ったところ、原告は、「ハングル文字の名前も私の本当の名前ではない。ハングルだけだと韓国人と間違われる」と答えた。

最後に、被告は「カタカナだけではいけないのですか」と言ったところ、原告は、「それも本当の名前ではない」と答えた。

被告は、からかわれていると思い、「ようそんな名刺をだすなあ」とあきれた。

(6) 北朝鮮の拉致について

①原告は、「3つの名前が合わさって本当の名前になる」と言うので、被告は「一体、あなたは、何人ですか」と聞いたところ、原告は、「それはどういうこっちゃ」と怒鳴り付けてきた。

そこで、被告は「どちらの方ですか」と言いなおし、「南北どちらの方か分からないと、後で、バックの団体の方に文句をいわれるかもしれませんから」と言った。

原告は、「(在日韓国人ではなく) 在日朝鮮人やったら悪いんか」と怒鳴ってきた。

②被告は、「北朝鮮は拉致をしています。マスコミによると、(在日韓国人ではなく) 在日朝鮮人やったら、朝鮮総連と関係をもっている人がいて、北朝鮮本国の命令を受けた朝鮮総連から指示を受けて、拉致やスパイ組織を支援したり、資金援助をしていると言われていました」と言った。

このとき、原告は、「俺がスパイというんか。朝鮮総連の回し者だというんか。俺は、北朝鮮に金を送っていない」と怒鳴りつけてきた。

これに対し、被告は、「何もあなたがスパイと言っていないし、北朝鮮にお金を送ったと言っていない」と答えた。

③被告は、「私は、拉致をした北朝鮮をけしからん国と思っているが、私のような拉致家族に同情する者に対し、北朝鮮人を窺わせるハングル語の名刺を出せますか」「ハングル語をいれると、入れた人の意図を考えざるをえません。ハングル語の名刺からは、文句を言えばただじゃ済まないと受け取る人もいます」と言った。

すると、原告は、「私の国籍は韓国です。日本で生まれ、日本の学校をでました」と言った。

そこで、被告は、「何や、韓国籍ですか、日本で生まれ育ったのですか」と安堵の声を上げ、「最初から、在日韓国人だといえば、問題なかったのに」と言った。

(7) 新工事せよとの恫喝

①森氏が再び、新工事の話を持ち出し「今回の工事費用も含めて考えますから、安くしますので、新工事を考えてくれませんか」と執拗に勧めてきた。

被告は、「新工事は気が進みません」と言ったところ、原告は、「建物に大きな穴があいているのにどうするつもりや。家主やったら責任あると違うんか。よそに仕事させてももっと高くなるんやど」と脅迫した。

それでも、被告は、新工事を承諾しなかった。

②すると、原告は、突如、豹変して、「このハングル文字をとればいいんですね。日本に帰化して、日本名に変えますから、新工事をして下さい」と懇願する態度をとった。

被告は、原告の豹変した態度がうす気味悪く、恐ろしく感じ、「ハングル文字を入れたままで良いですよ。日本に帰化することはありません。あなたの自由です」と答えた。

③再三、森氏は、新工事をするように繰り返し、執拗に勧めた。

被告は、それでも、新工事をすることを承諾しなかった。

すると、原告は、怒り出し「客やと思って我慢して聞いていたらなんや。客やなかったらとっくに・・・」と恫喝し、本性をあらわした。

④被告は、「今日はこれくらいにしてくれませんか」と森氏に頼んだ。

原告、低い太い声で「書類にあげていいんやな」と繰り返し、恫喝した。

そして、森氏は被告に対し、「書類にあげると大変なことになる。書類にせんよう頼んだほうが良いです」と言い、書類をあげるということは恐ろしいことであることを告げ、脅迫して来た。

被告は、それでも、新工事を承諾しなかったので、森氏と原告は帰ったのである。

以上